

1.本調査研究の概要

(1) 本調査研究の目的

現在、移動円滑化基準やバリアフリー整備ガイドライン等バリアフリー化を促進させる法令や指針等の整備が進んでいる中で、視覚障害者へのバリアフリー化の進展は、全盲者からの視点に立った検討が主体となってきた。

一方、視覚障害者（全盲・弱視者）の数が全国で約31万人（平成25年版障害者白書）と言われているのとは比べ、先天色覚異常者は全国で300万人程度と推計されているが、視覚障害者（全盲・弱視者）の数を上回る先天色覚異常当事者の社会生活での不便や移動の困難性については、厚生労働省の定める身体障害者に該当しない等様々な理由からこれまで重視されてこなかった。

しかし、日本人では40人に1人存在すると言われている先天色覚異常者の視点に立った社会全体での配慮は必要な検討課題であり、移動円滑化基準等に盛り込まれたユニバーサルデザインの趣旨からも、旅客施設等における設備についても、なお、色覚障害者の観点から改善すべき点が残されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、本調査研究では、公共交通機関や建築物等を対象に、色覚障害者の施設内移動における課題やニーズをこれまでの既往調査研究や当事者の『声』からの的確に把握する一方、施設設置管理者等における取組み状況の調査を通じて、色覚障害者が各施設を円滑に利用するために必要な整備の方法や優先的に対応すべき取組みについて提案を行い、今後の移動等円滑化基準やガイドライン等における色覚障害者への対応方策の方向性の基礎資料を作成することを目的とした。

(2) 本調査研究を実施する上で配慮した着眼点

■色覚障害者の多様性を考慮し、段階を踏んで困難を感じる状況を把握する

色覚障害者には、生まれつきである先天性のものと疾患や加齢による後天性のものがある。さらに、先天性のものには視細胞の不能や機能低下によって医学的に7分類（そのうちの4分類で99.9%を占める）の色覚がある。また、色覚障害者には自分に色覚障害があると自覚していない人も多い。

このような色覚障害の特性に応じた色の感じ方の多様性を踏まえ、既往資料や情報・知見の調査、色覚障害当事者へのヒアリング、ヒアリングで判った施設の問題点をどのように改善しているかについての公共交通事業者へのヒアリングなど、ステップを踏んだ調査を実施して、色覚障害者が困難を感じる状況を把握する。

■実際の公共施設における実験により問題発生の実状と要因を把握する

先天性の色覚障害者は、自覚的に色彩の知識があり色誤認を予測して行動する限りにおいて（例えば信号の判断）日常生活で怪我や命に関わるような大きな支障をきたす場面はほとんど発生しておらず、『日常的な不便はない』という当事者も存在する。

しかし、公共交通機関を利用した移動時に「色情報」によって判断しなければならない“小さな困難”や“不安感”を感じる場面があり、特に近年「色」が多用された施設案内等が増えてきている状況ではその機会も増加している。

よって、本調査研究では、実際の公共施設においてフィールド実験を行い、色覚障害者の率直な行動や意見を通じて、問題発生の実状とその要因を検証する。

■色覚障害者とそれ以外の人々にも配慮した提案

色覚障害者とロービジョン者等、ニーズの違いや望ましい対応策の相違点を検証出来る方法を導入し、その結果、正常色覚者も含め、多くの人々が利用しやすい設備整備のあり方についても検討する。

■特別な設備や多大なコストを必要としない効果的な工夫の提案

エスカレーターやエレベーター等のバリアフリー施設の充実、電光式やLED、液晶表示の普及による情報発信の高度化等、設備の充実は進んできている。

しかし、公共交通網の拡張・充実に伴うよりわかりやすい乗換案内の必要性、利用者の情報ニーズの多様化から、発信しなければならない情報量が飛躍的に増え、その対応として「色」を多用した情報が多くなってきている事も事実である。

こうした状況の改善にあたっては、現状の情報案内等の全ての配色を変更するといった、影響や負担の大きい対策を優先するのではなく、色覚障害者に対する配慮に欠けている表現方法を抽出し、少しの工夫でできる方策を検討する。

日常的に使用する情報、多くの来訪者がある旅客施設はもとより、再訪頻度が少ないと考えられる公共施設や観光施設及びその周辺の公共交通機関においても、特別な設備や装置を用いるのではなく「塗色の識別と濃淡の弁別」「線やマーク、模様の使用」「文字の併記」「明るさとの対応性」等、色覚障害者にとっての視覚情報をデザインで解決できる方法に留意し、「簡易な対策」や「ちょっとした表示の工夫」で移動等円滑化を経済的かつ効果的に実用できる整備の有効性についても検証する。

(3) 本調査研究の実施フロー

調査研究の目的、着眼点を考慮して以下のフローに基づき調査研究を実施した。

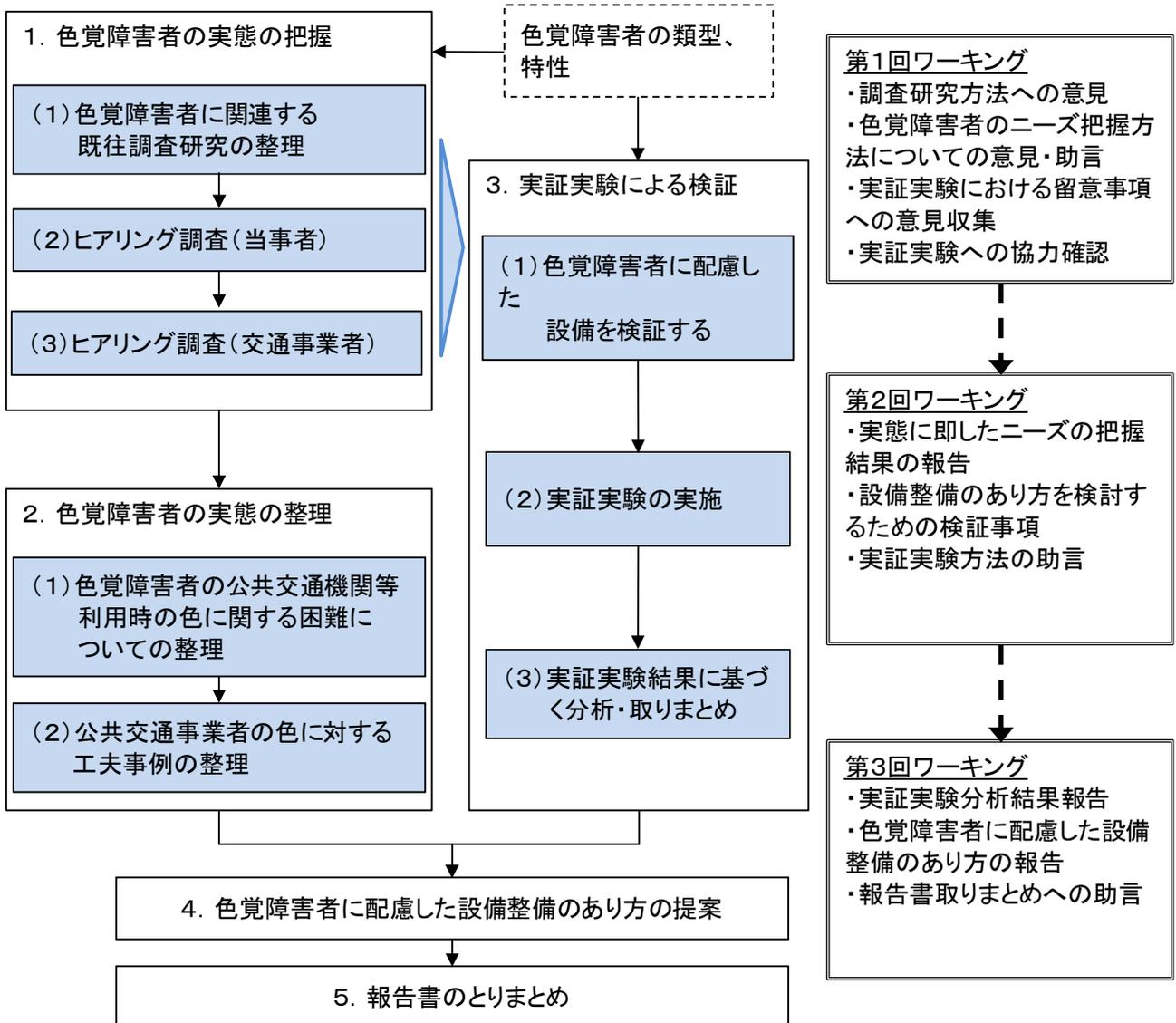


図 1-1 調査フロー

(4) 調査研究実施における基本的な考え方（検討の条件）

① 色覚障害者が公共交通機関や公共施設等利用時に困窮する可能性のある設備

本研究では、主に公共交通機関の旅客施設や公共施設等の比較的大規模な建築物において、下記設備を調査研究対象とする。

- 旅客施設内及び建築物内の案内誘導設備
サイン（誘導、案内、位置、警戒等を示すサイン）、安全施設
- 公共交通機関の車両等に付随している情報
行先、途中の経由・乗降地、設備種別、特別料金の要否、車両等内の案内
- 移動設備そのもの
昇降設備（階段、EV、エスカレーター）、動く歩道
- その他設備
券売機（パネル、スイッチ類）、トイレ、扉、その他

② 色覚障害者の特性に応じて着目すべき類型

色覚障害者の特性は、以下のような視点で類型化される。

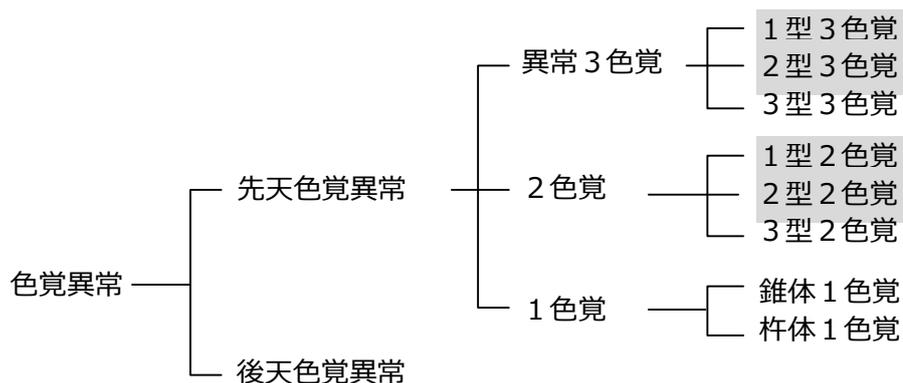


図 1-2 色覚障害の類型の概要

注：上記は医学的分類のため、医学用語として「色覚異常」という用語を使用している。

色覚障害は大きく先天性と後天性のもの（眼疾患にともなうもの、脳障害等によるもの、加齢にともなうもの）に分類できる。先天性色覚異常はさらに詳細に分類されるが、発現比率としては1型、2型に属する4分類(図1-2 網掛け部分)が全体の99.9%を占めている。（なお、先天色覚異常の詳細な分類については2章および参考資料で、後天色覚異常については参考資料で説明する。）

このことから、本調査研究では、1型及び2型に属する色覚障害者を対象に調査を進めるが、調査研究項目に応じては、より色覚障害程度の強度な1型2色覚、2型2色覚に属する色覚障害者を対象に調査を進めることとした。